



# ひとりで悩まず、まず相談を

11月 12 日から 25 日は「女性に対する暴力をなくす運動」 期間です。

DV とは、配偶者や恋人、元配偶者や以前付き合っていた人などから受ける暴力のことです。どんな理由であっても暴力や暴言は絶対に許されません。

「もしかして DV?」と思ったら、ひとりで悩まずに、まずは各種相談機関に相談してください。



パープルリボンは 「女性に対する暴力をなくす運動」 のシンボルです

# 暴力の種類

### 身体的な暴力

殴る・蹴る・首を絞める、髪を引っ張る、引きずり 回す、刃物で脅す など

#### 精神的な暴力

大声でどなる、脅す、人前でののしる、馬鹿にする、無視する、外出・行動を制限する など

### 経済的な暴力

生活費を渡さない、外で働くことを嫌がる、仕事を辞めさせる、自由にお金を使わせない など

### 社会的な暴力

友人や身内との付き合いを制限する、自由に外 出させない、行動を監視する、電話・メールをチェックする など

#### 性的な暴力

望まない性行為を強要する など

## 子どもを巻き込んだ暴力

子どもに危害を加える、子どもを取り上げようとする、子供の前で暴力をふるうなど ※子どもがいる家庭における配偶者への暴力は 児童虐待となります。

#### 【本市の状況】

本市の令和元年度のアンケートでは、DV を受けた経験がある女性は、16.3%、男性は7.3%でした。DV の内容は、男女とも「大声で怒鳴られたり、暴言を吐かれる」などの精神的な暴力が最も多い結果となりました。

# 11 月は男女共同参画推進月間です

11月は、茨城県の男女共同参画推進月間です。 期間中、潮来市立図書館で、ジェンダーや DV に 関するコーナーを設け、図書の貸し出しを行って います。

この機会に、ジェンダーや DV について考えて みませんか。

■ 期間:11月1日(月)~30日(火)

【お問合せ】企画調整課 企画調整グループ ☎63-1111 内線211

# デート DV

~若い世代で増加~ 恋人同士の間で起きる暴力のことをデート DV といいます。 監視や行動制限の被害が多く見られますが、嫉妬や愛情表現と 思ってしまい DV と気づかない ケースがあります。

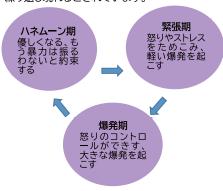
#### ~デート DV かも ~

- ・メールの返信が遅いと怒る
- 勝手にメールをチェックする
- ・急に怒る
- ・殴ったり蹴ったりする
- ・他の人と仲良くしていると 不機嫌になる
- ・デート費用を負担させる
- ・借りたお金を返さない など

### DV のサイクル

あなたは加害者のことを「暴力がなければ、本当は優しい人」と思っていませんか?

DV には一定のサイクルがあり、暴力と優しさが 繰り返し現れるとされています。



「私にも悪いところがあるから」、 「私さえ我慢していれば」と思っていま せんか?

相手はいろいろな暴力であなたをコントロールしているかもしれません。



# 各種相談機関

## 潮来市男女共同参画総合相談窓口

DV の相談等

電話 0299-62-2727

時間 毎月第2・4木曜日 13:00~17:00

### 茨城県女性相談センター(茨城県配偶者暴力相談支援センター)

DV の相談等に女性相談員が対応

電話 029-221-4166

時間 平日 9:00~21:00、土日·祝日 9:00~17:00

### 県警女性専用相談電話

DV・ストーカー・リベンジポルノに関する相談

電話 029-301-8107

時間 女性安心パートナー(女性警察官が 24 時間対応)

# NPO 法人 ウィメンズネット「らいず」

DV被害に悩む女性と子どもをサポートする民間組織

電話 029-222-5757

時間 水・金 10:00~15:00